

## 職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（委員長談話）

平成 28 年 10 月 11 日

佐賀県人事委員会

委員長 大西 憲治

本日、人事委員会は、県議会議長及び知事に対し、県職員の給与について勧告を行いました。

本年は、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年から減少していること等を反映して、本年 4 月分の月例給について、県職員の給与が民間事業所の従業員の給与を月額平均で 237 円 (0.06%) 上回る結果となりました。そのため、給料表の水準を引き下げることとしました。

また、特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間の支給割合が県職員の支給割合を 0.12 月上回っていたことから、0.1 月分の引上げを行い、年間 4.30 月分とすることとしました。

月例給の引下げは平成 23 年以来 5 年ぶり、特別給の引上げは昨年を引き続きのものとなります。

また、人事院は、本年、配偶者に係る扶養手当額を引き下げるとともに、子に係る扶養手当額を引き上げることを勧告しました。

本県においても、民間企業において配偶者に係る手当の見直しの動きがあること、配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあること、本県において「子育てし大県さが」として子育て環境の改善に取り組んでいること等を考

慮して、配偶者に係る扶養手当については手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額することとし、子に係る扶養手当については手当額を引き上げることとしました。

その他、県職員の雇用と年金の接続、能力と実績に基づく人事評価制度の整備及び任用、給与等への活用、時間外勤務等の縮減等について、引き続き取組が必要であること等について報告を行いました。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置の一つとして、県職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与等勤務条件を確保する機能を有するものであり、これまで、重要な役割を担ってきたところです。

本委員会は、県職員の給与を決定するうえで、従来どおり、給与制度は公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度との均衡を基本とし、給与水準は国家公務員等の状況を考慮しつつ、地域における人材確保の観点や県民の理解という観点から地域の民間給与の水準との均衡を図ることを基本としています。

県民の皆様におかれましては、どうか人事委員会勧告制度の意義や役割をご了解いただきますとともに、県職員が県行政の各部において県民生活を支え県勢発展に努力していることについて、深いご理解を賜りたいと存じます。